《参考》 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について(令和5年10月1日~)

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度) が開始されています。

適格請求書等保存方式の下では、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等と帳簿の保存 が仕入税額控除の要件となります。

適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載 された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。なお、その書類の様式や名称は問い ません(そのため、国・地方公共団体においては納入通知書や水道事業の検針票等をインボイスとすることができます。)。 また、適格請求書の交付に代えて、電磁的記録 (適格請求書の記載事項を記録した電子データ(電子インボイス))を提供す ることも可能です

適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。この登録 は、課税事業者であれば受けることができます。

国・地方公共団体においても、課税資産の譲渡等を行った相手方から「適格請求書」の交付を求められることがある ため、必要に応じ、一般会計又は特別会計ごとに「適格請求書発行事業者」の登録を要することになります。

※ 国・地方公共団体が「適格請求書」を交付しなければ、その取引の相手方(課税事業者)は原則として、消費税の仕入税額控除を受けることができないこととなります。 ※ 国・地方公共団体が用いる登録番号は次のとおりです。

1		én. A ∴l	1는 시 1대 4세
		一般会計	特別会計
	国	財務省の登録番号(T8000012050001)	会計ごとに登録申請し、
	地方公共団体	自治体ごとに登録申請し、付番された番号	付番された番号

(注) 特別会計が複数ある場合には、個々の特別会計ごとに登録が必要です。

2 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

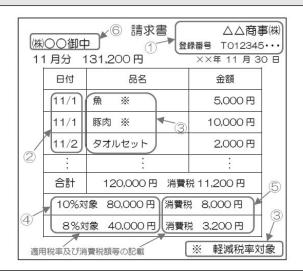
記載事項は、以下のとおりです。

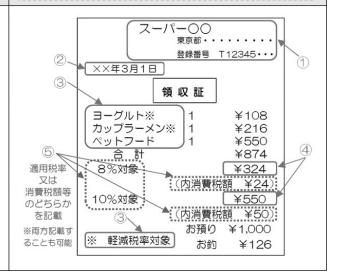
適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は 税込み)及び**適用税率**
- 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は一請求 書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は 税込み)
- (5) 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求 書当たり、税率ごとに1回ずつ)**又は適用税率**
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、駐車場業等に 係る取引については、適格請求書に代えて交付することができます。





3 適格請求書発行事業者の義務(売手の留意点)

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、原則、取引の相手方(課税事業 者に限ります。) の求めに応じて適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます* 売手(適格請求書発行事業者)は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、 適格請求書を交付しなければなりません。なお、書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

仕入税額控除の要件(買手の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、一定の 事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

帳簿の記載事項

帳簿の記載事項は、適格請求書等保存方式の開始前と同様です。

請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、売手が交付する適格請求書や適格簡易請求書、買手が作成する仕入明細書等(適格 請求書の記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方において、課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認 を受けたもの)、これらに係る電磁的記録などが含まれます。

5 税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、以下の①又は②を選択できます。 ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」 ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなり

なお、売上税額について積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が 適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用 を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

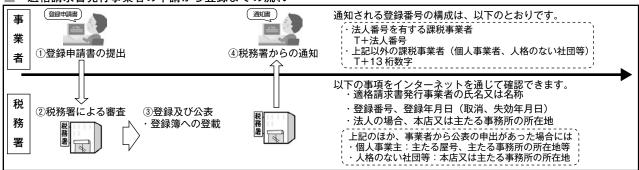
なお、2割特例は、適格請求書等保存方式を機に免税事業者から課税事業者になった事業者に適用されるため、適格請 求書発行事業者ではない課税事業者や基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者などの適格請求書等保存 方式とは関係なく課税事業者となる者については、2割特例の適用はありません。

また、2割特例の適用を受ける場合には、仕入控除税額の調整計算を行う必要はありません。

適格請求書発行事業者の登録申請

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」(以下「登録申請書」とい います。)を提出し、登録を受ける必要があります。

適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税 事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間中に登録を受ける場 合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています

したがって、この経過措置の適用を受ける場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません(登録申 請書のみ提出します。)。

一般会計は、免税事業者には該当しないことから、いつ登録を受ける場合であっても登録申請書のみ提出することとなります。

新たに特別会計等を設置した場合

新たに特別会計等を設置した場合には、当該特別会計等の設置日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする 旨を記載した登録申請書を、その課税期間の末日までに提出した場合、その課税期間の初日に登録を受けたものとみな される特例が設けられています。

ただし、登録申請書を提出してから、登録通知を受けるまでは一定の期間を要することから、早期にインボイスを交付するためには、<u>設置日以後</u>速やかに登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があることに留意してください(特別会計等の<u>設置日前に登録申請書を提出することはできません</u>。)。

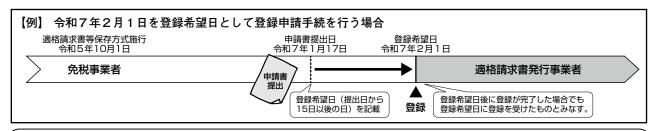
適格請求書発行事業者となった場合の留意点

基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。

一般会計は、適格請求書発行事業者となった場合でも申告の必要はありません。

経過措置の適用により登録を受ける場合における登録を希望する日の記載

経過措置の適用により、適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日(以下「登録希望日」といいます。)を記載します。この場合、そ の登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなされます。



詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご参照ください。特設サイトでは、各種 リーフレットやQ&Aを掲載しています。また、総務省ホームページに掲載している「地方公共団体におけるイン ボイス対応Q&A【未定稿】」もご参照ください。